

職場の皆さまでご覧ください！

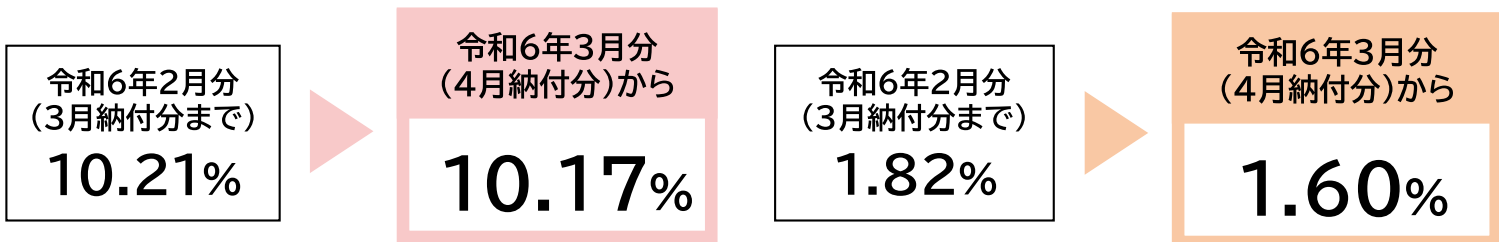
## 令和6年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります

令和6年3月分(4月納付分)から協会けんぽ長崎支部の健康保険料率に変更となります。  
全国一律の介護保険料率も変更となります。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分(4月納付分)から健康保険料率に変更となります。  
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

## 健康保険料率（長崎支部）

## 介護保険料率（全国一律）



※40歳以上64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

## 皆さまの取り組みが保険料率を変えます！！

都道府県ごとの健康保険料率は、都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整したうえで、加入者一人当たりの医療費に基づいて算出されています。

## 皆さまの取り組みで保険料率が変わるインセンティブ制度



インセンティブ(報奨金)制度は、協会けんぽの加入者の皆さまの健康づくり等にかかる取り組み実績(以下の5つの評価指標)に応じて、インセンティブを付与し、健康保険料率が引き下げられる制度です。

## ◎5つの評価指標（加入者の皆様に取り組んでいただきたいこと）

## 指標① 特定健診等の実施率

協会けんぽの健診を毎年受診しましょう！

<被保険者(ご本人)様>生活習慣病予防健診  
<被扶養者(ご家族)様>特定健診

## 指標② 特定保健指導の実施率

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、**特定保健指導を受けましょう！**

## 指標③ 特定保健指導対象者の減少率

日頃から健康的な生活を心がけ生活習慣病のリスクを減らしましょう

## 指標④ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

健診の結果、「要治療(再検査含む)」の判定を受けた方は**速やかに医療機関を受診**しましょう。

## 指標⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に利用しましょう。



# 退職後の健康保険について

74歳までの被保険者(ご本人)が退職等によりこれまでの健康保険の加入資格を喪失した場合は、ご自身で次に加入する健康保険の選択と加入の手続きが必要です。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	○退職日までに被保険者期間が <b>継続して2か月以上</b> あること ○ <b>退職日の翌日から20日以内</b> に手続きをすること (郵送の場合は <b>必着</b> )	※お住まいの市町の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	○ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たすこと ※ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	○退職前に控除されていた保険料を2倍した額  ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と在職中に加入されていた協会けんぽ都道府県支部が異なる場合、2倍した額とならないことがあります。	○加入する世帯の人数や前年の所得等によって決まります ○保険料の減免制度があります(倒産・解雇などにより離職した場合) ○お住まいの市町により保険料が異なります	○被扶養者の保険料負担はありません

※協会けんぽの任意継続の加入期間は最長2年間となります。

## 退職等で保険証が切り替わる皆さまへ

退職前の健康保険で「**限度額適用認定証**」や「**特定疾病療養受領証**」をお持ちの場合は、**新たに加入した健康保険で改めて発行が必要となります。**  
また、退職された場合、健康保険証を使用できるのは**退職日まで**です。保険証は速やかに事業主様に返却ください。



## 2024年12月2日に保険証は廃止されます 今から使おう！マイナ保険証

### マイナンバーカードで受診するメリット

#### 安心 よりよい医療が受けられる！

- ・特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ・薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ・旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

#### 便利 各種手続きも便利・簡単に！

- ・マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ・医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」が不要になります。
- ・就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- ・高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】 →

